

第三十五回帝國議會
衆議院

運河法中改正法律案委員會會議錄(速記)第二回

會議

大正三年十二月十七日午前十一時二十九分開議

出席委員左ノ如シ

法橋 善作君

漆 昌巖君

佐野 喜平太君

山宮 藤吉君

柏原 文太郎君

出席政府委員左ノ如シ

內務省土木局長 小橋

一太君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

運河法中改正法律案

○委員長(漆昌巖君) 運河法中改正法律案ノ委員會ヲ開キマス、提案者ノ齋藤君ニ代ッテ、提案者ノ一人トシテ委員長カラ提案ノ理由ヲ申上ケマス、二十議會ニ於テ運河法ガ新ニ御制定ニナリマシタニ就キマシテ、其以前ニ於キマシテ運河ヲ免許ヲ受ケテ運河業ヲヤツテ居リマス會社ニ對シマシテ、其當時許可ヲ受ケタルコロノ命令ニ依ッテ此運河法ヲ適用ヲ受ケテ居ラス、受ケテ居ラスタメニ甚ダ先ニ出來タ運河ト云フモノハ、何カ既得權ヲ失ツタヤウナ感ガアリマシタ、其譯ハ十三條、十四條、十六條此運河法ノ此規定ニハ抵當權財產ト云フコトガ制定シテゴザイマスガ、サウ云フ均霑ヲ受ケルコトガ出來マセヌ次第アリマス、ソレ故ニ昨午均シク運河法ニ據ルトコロノ均霑ヲ受ケルタメニ此改正ヲ昨午出シマシタ、然ルニ昨午ハ不幸ニシテ本院ハ通過致シマシテモ、貴院院ニ參リマシタ時分ニ丁度停會ニナリマシテ、遂ニ通過ヲセズニ了ッタノデアリマス、本年又之ヲ提出シマシタ次第アリマス、昨年既ニ政府ハ全然御同意下スッタノデアリマスカラ、ドウハ本年モ速ニ御同意下サランコトヲ願ヒマス、ソレハ即チ運河法ノ第二十一條ノ次ニ、左ノ一項ヲ加フ「第二十二條本法ノ適用ヲ受ケル運河ノ用地ニシテ免許條件ニ依リ官有ニ歸屬シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得」是デケラ加ヘル次第デアリマス、ドウハ宜シク願ヒマス

○柏原文太郎君 私ハ政府委員ニ御尋致シテ置キマスガ、今度補フト云フ此部分ノモノデゴザイマス、是ハ今迄ハ政府デハドウ云フ御扱ニナッテ居リマスカ

○政府委員(小橋一太君) 唯今ノ御尋ハ、詰リ此運河法ヲ制定前ノ運河ニ對スル取扱ハドウ云フコトニナッテ居ルカト云フノデスカ

○柏原文太郎君 サウ云フコトデアリマス

○政府委員(小橋一太君) ソレハ古イ太政官ノ達ガアリマシテ、其達ハ明治四年ノ布告デアリマスガ、特ニ運河ノミニ對スル達デハゴザイマセヌ、公有水面ノ修築トカ、或ハ運河ノ設備ノ如キ、斯ウ云フ事業ヲ經營スル者ニ對スル達デアリマシテ、其達ニ基イテ運河事業經營者ニ公益上必要ナル條件ヲ附ケテ許可シテ來タノデアリマス、而シテ其許可ハ原資償却ヲ目的トシタモノデアリマシテ、事業ノ期限ノ經過後若クハ工事竣功後ハ運河ノ敷地ヲ官有ニスル、斯ウ云フ條件ノ下ニ許可シタノデアリマス

○柏原文太郎君 其官有ニ歸屬シタ土地デゴザイマス、ソレヲ拂下ゲルト云フヤウナコトハ今迄シテ居リマセヌデシタカ

○政府委員(小橋一太君) ソレハ今迄シタコトガゴザイマセヌ

○柏原文太郎君 サウスルト、是デケハ全ク不備ノモノデアリマスナ

○山宮藤吉君 政府委員ニ御尋シマスガ、此運河ヲ止メル場合ハ單ニ官有地ノ儘……

○政府委員(小橋一太君) ソレハ運河法制定以前ノ運河ハ條件ガ官有ニ歸屬スルト云フコトニナッテ居リマス

○山宮藤吉君 止メテモ賠償ノ道ガ立タヌ

○政府委員(小橋一太君) 此新法ニ於テハ賠償ノ規定ガアリマスケレドモ、舊法ハ原資償却ヲ目的トシテ、單ニ公益ノ目的ノタメニヤラセタノデアリマス、新法ノ方ハ營利ヲ認メテ營利會社ニ經營セシムルノガ主デアリマス、ソレガ違ッテ居リマス

○委員長(漆昌巖君) チョット 政府委員ニ御尋致シマスガ、政府委員ハ政府トシテ全然御同意下サルノデアリマスナ

○政府委員(小橋一太君) 是ハ先刻モ委員長ヨリノ提出者トシテノ御説明ガアリマシタガ、既ニ昨午ノ議會ニ於テ全ク同様ノ案ヲ提出サレテ、其時ニ於キマシテモ政府ニ於テ此改正ニ御同意ヲ致スト云フコトヲ言明致シマシタガ、本年ニ於テモ同意ヲ致シマス

○法橋善作君 他ノ諸君ニ於テ御質問ガアレバ宜イデスカ、御質問ガナケレハ最早討議ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(漆昌巖君) 宜シウゴザイマス——皆サン別ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) 御異議ガナケレバ原案ノ通りニ一致デ可決シタモノトシテ宜シウゴザイマスナ

○委員長(漆昌巖君) (「宜シイ」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ是デ全會一致ヲ以テ委員會ハ可決致シマシタ

午前十一時四十一分散會

大正三年十二月十七日印刷

大正三年十二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局